

県北広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年2月18日

県北広域振興局長 高橋 進

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|----------------------------------|------|----------------|-----------|
| 九戸郡軽米町大字軽米第14地割字土弓1番9地先から6番1地先まで | 新 | m 28.4～25.1 | m 13.0 |
| | 旧 | 23.2～21.8 | 13.0 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 令和4年2月18日から同年3月18日まで